

入札監理小委員会における審議結果報告

次期内閣法制局 LAN システム一式

内閣法制局次期内閣法制局 LAN システム一式について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

(1) 主な業務項目（事業概要）

電子メール、インターネット、政府共通ネットワークの活用、オフィスソフト等を利用するための基盤を提供し、内閣法制局の行政事務の効率的な遂行及びデジタル・ガバメントの実現を図るために整備・運用を行っている。

(2) これまでの経緯

本事業は、平成 30 年度において、監理委員会として契約状況等を確認していた過程において、内閣法制局から自主的に選定された事業のうちの 1 件である。（公共サービス改革基本方針（令和元年 6 月 27 日閣議決定）別表に初めて記載され、今回が市場化テスト 1 回目である。）

2. 市場化テストの実施に際して内閣法制局が行った取組みについて

(1) 入札参加資格に関する事項について

- ・『全省庁統一資格「A」又は「B」等級に格付けされている者』としている。
- ・適正に業務を遂行できるよう、入札参加グループを可能としている。

(2) 落札者の決定方法

- ・仕様書案に示した全ての要求要件を満たし、入札書に記載された金額が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(3) 従来の実施状況に関する情報の開示

- ・民間事業者が、業務内容及び業務量等を把握出来るよう詳細な情報を開示

(4) 基準の明確化

- ・調査研究を実施した上で、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2019 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び関連規程に基づき作成
- ・企画提案書の評価基準を明確化

(5) 入札機会拡大の工夫

- ・入札公告期間を標準より 1 週間以上長くとる予定。
- ・見積り段階から複数者に対し複数回情報提供依頼等を実施
- ・入札公告後、入札説明会を開催予定。

3. 実施要項（案）の審議結果について

令和元年月 10 月 11 日に開催された、入札監理小委員会では以下のような議論がなされた。

(1) クラウド移行に伴うシステム監査の重要性について

【意見】クラウドに移行することによって、コストが下がる一方で、品質が下がる懸念があり、システム監査の重要性が今まで以上に増す。そのため、システム監査の方法について、実施要項等の記述方法やリスクを許容する範囲等について考えた上で、総合評価の点数にも反映させて欲しい。

【回答】クラウド移行によってシステム監査の重要性が増すというご指摘を踏まえ、当局では「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」の仕様に準拠するクラウドのみを要求しており、監査の観点では国際的な基準である SOC2、SOC3 を要求している。システム監査に係る仕様書の記載を見直してこれらを反映する。(調達仕様書 25 項参照)

リスクを許容する範囲については、単一障害点の許容条件を非機能要件定義書に記載している。また、監査については、SOC2、SOC3 による審査を十分な監査と考えており、総合評価の技術評価点への反映はしない。

(2) 発注者側の意図の積極的な伝達方法の改善について

【意見】受注予定者の希望があれば、積極的に入札説明会を開催し、発注者側の意図を明確に伝えるようにすることを明文化して欲しい。

【回答】意見招請時に意見・質問等があった事業者に対して当局から個別に接触し、調査研究で見積り事業者に伝達した内容と同等のものを提供し、入札等に手を挙げていただけるよう努める予定。

また、1 月中旬を予定している入札説明会においても、データ移行部分については丁寧に説明する。

(3) 現行データの引継ぎについて

【意見】事前に引き継ぐべきデータの整理、設計に必要となるデータの引き渡しについては、内閣法制局は業者任せにすることなく、責任をもってデータを引き渡して欲しい。

【回答】移行データについては、当局で保管・管理しており、運用している職員と当係が連携して責任をもってデータの引き渡しを行うため、特段の支障がないと考える。

また、引き継ぐべきデータの整理についても、調査研究において既に実施しており、機能要件定義書第 4 章において整理し、明記している。(別紙 2 機能要件定義書 29 頁参照)

データの移行については、多くの技術点を配点しており、職員の意見等を踏まえながらデモと検証を繰り返し段階的に移行すること、現行事業者と次期事業者の 9 か月間の引継ぎ期間があることから、慎重かつ円滑な移行ができるよう配慮している。

指摘を踏まえ、機能要件定義書第 4 章に以下の記載を追記する。

「なお、現在使用している NotesDB のデータは、当局が保有・管理しているものである。契約後、当局の責任の下で、受注者は当該データを抽出し、新しく使用するツールへの移行を行うものとする。」(別紙 2 機能要件定義書 29 頁参照)

(4) 現在顕在化していないコストの負担について

【意見】移行データ以外で、現在顕在化していないコストが仮に生じた場合に、決して、新規受注者に負担させないことを明確にして欲しい。

【回答】契約時点で実施要項等に明記していない（発注することを想定していない）内容については、当然新規受注者に負担いただくものではないと考える。

なお、実施要項9（3）チに「契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当局と受注者の間で協議して解決する」と記載している。（実施要項案17頁参照）

(5) 瑕疵担保責任の法令改正について

【意見】瑕疵担保責任については、法令改正がされているので、契約条項の変更をして欲しい。

【回答】指摘を受けて調達仕様書の記述を修正する。（実施要項案14頁参照）

4. 意見招請の対応について

内閣法制局において、令和元年11月1日から29日まで意見招請を実施した結果、7者から125件の意見・質問等が寄せられた。内閣法制局において内容を検討した結果、意見等を踏まえ、応札者が業務内容等をより理解しやすくなるように、機能要件、移行要件等広範囲に渡り60件の修正が行われた（実施要項案3頁他）。